

## 森ノ宮医療大学 教育ローン利子補給奨学金制度細則

平成25年2月26日制定

平成26年1月9日改定

平成29年1月17日改定

令和3年3月16日改定

令和6年2月27日改定

### (目的)

第1条 この制度は、経済的な理由により学納金を納入することが困難なため、本学の指定する金融機関から教育ローンの融資を受けた者に対し適用する。奨学金を給付することで学資を援助し、学業を奨励することを目的とする。

### (名称)

第2条 前条の奨学金を森ノ宮医療大学教育ローン利子補給奨学金（以下「奨学金」という。）といい、この奨学金を受ける者を森ノ宮医療大学教育ローン利子補給奨学生（以下「奨学生」という。）という。

### (資格)

第3条 奨学生となる資格を有する者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 第4条に定める募集時期に本学に在学する2年生以上の学部学生であること。ただし、編入学生の3年生及び最低修業年限を超えて在籍する者は、対象外とする。
- (2) 学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の直近の収入が、給与所得者の場合は841万円以下、給与所得者以外の場合は355万円以下であること。
- (3) 前年度の学業成績において、GPAの値が各学科各学年上位3分の1以内の者とする。
- (4) 本学が提携する教育ローンの融資を受けた者とする。
- (5) 学納金納入に遅滞のない者とする。

### (募集)

第4条 奨学生の募集は、毎年度初めに行う。

### (申請)

第5条 本奨学金を希望する者は、別に定める所定の申請書類を期限までに学生支援課に提出しなければならない。

### (給付期間)

第6条 給付期間は、当該年度限りとする。

(採用人数及び金額)

第7条 採用人数は毎年度6名程度とする。給付金額は学生納付金相当額の在学中における借入金に係る当該年度の利子相当額(千円未満切捨)とし、5万円を上限とする。

2 給付時期は採用された年度の9月末までに給付するものとする。

(選考及び決定)

第8条 奨学生の資格審査及び決定は、教授会の議を経て学長が決定する。

2 選出された者が奨学生の資格を失った場合でも、下位の者を繰り上げない。

(他の奨学金との併用)

第9条 奨学生が給付を受けた年度は、本学の他の奨学金を重複して受給することはできない。

(資格喪失)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、すでに決定した奨学金の給付を停止し、またすでに給付した奨学金の全額について返還を求めることができる。

- (1) 学生の身分を失ったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 学則による懲戒処分を受けたとき
- (4) 学業成績が不良のとき
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき

2 ただし、前項の各号において相当の事由があり、教授会の議を経て学長が認めた場合、資格喪失の場合であっても返還を求めない。

(所管)

第11条 この細則の奨学金に関する事務は、学生支援課において行う。

附 則

- 1 この細則は平成25年2月26日から施行する。
- 2 この細則は平成26年1月9日から施行する。
- 3 この細則は平成29年1月17日から施行する。
- 4 この細則は令和3年4月1日から施行する。
- 5 この細則は令和6年2月27日から施行する。